

# 一般社団法人日本社会福祉学会 名誉会員規程

2010年4月1日施行

2013年5月26日改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会（以下「学会」という）定款第6条第2項に基づき、本学会および社会福祉学の発展に特に貢献のあった正会員を名誉会員にする場合は、定款に定めるところのほかは、この規程によって行う。

(名誉会員に推薦できる要件)

第2条 理事会は、原則として75歳以上の正会員で、次の各号に該当する者を、推薦することができる。

- (1) 会長を務めた会員及び理事・監事の職を通算8年以上また通算4期以上務めた正会員
- (2) その他上記の要件に準ずる活動として、本学会の社会的評価を高める功績及び学会運営の発展に特段の功績をあげた正会員

(名誉会員就任手続き)

第3条 名誉会員への就任は、つぎの手続きを踏まえて行われるものとする。

- (1) 理事は、理事会に対して名誉会員にふさわしい正会員を提案することができる。
- (2) 理事会は、理事から名誉会員の提案があった場合には、速やかに審議を行い、名誉会員への就任が妥当と判断した時には、本人の承諾を得た上で、社員総会に名誉会員の推薦を行う。
- (3) 社員総会で議決により承認された者は、名誉会員に就任する。

(名誉会員の会員適用事項)

第4条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。

- (1) 名誉会員の称号を使用することを認める。
- (2) 本学会会員としての会費が免除される。
- (3) 全国大会への参加費が免除される。
- (4) 代議員選挙および役員選挙における選挙権、被選挙権は有しない。
- (5) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更する場合は、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、2010年4月1日より施行する。
- 2 任意団体日本社会福祉学会において名誉会員であった者は、本規則にかかわらず、一般社団法人日本社会福祉学会の名誉会員に就任する。
- 3 第2条第1号の会長や役員の職の通算年数には、任意団体日本社会福祉学会の経歴を含めるものとする。
- 4 通算年数の算定にあたって、1年未満の期間がある場合、当該期間が6ヶ月を超えるものについては、1年として算定するものとする。
- 5 この規則は、2013年5月26日から施行する。

申し合せ事項（2010年7月11日開催理事会確認）

名誉会員推挙手続きについては、満75歳となられた名誉会員該当者を当該年度の最終の理事会で推挙し、次年度の5月開催の定時社員総会に諮ることとする。